

婚姻届を出される方へ

(各種手続きのご案内)



ご結婚おめでとうございます。

婚姻届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示ししたものであり、これら以外の手続き事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地

秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

個人番号カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担 当	確認欄
1 個人番号カードを持っている方	・名字が変わる方は、新しい名字を記載しますので、カードをお持ちください。	・個人番号カード ・カード受取時に設定した暗証番号（英数字6文字以上のもの、数字4桁のもの） ・住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

移住定住

2 結婚新生活支援補助金助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (所得制限がありますので担当へご相談ください)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・所得証明書 ・貸与型奨学金の返還額がわかる資料 ・住宅を購入または貸借した場合はその契約書 ・引っ越し費用が掛かった場合はその領収書 ・住宅リフォーム費用が掛かった場合はその領収書 ・戸籍全部事項証明書	企画課 まちづくり係	
3 新婚世帯・子育て支援家賃助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合はその交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借契約書	建設課 住宅係	
4 新婚世帯・子育て支援引越費用助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合はその交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・移転料がある場合は証明書	建設課 住宅係	
5 町内就業者定住促進家賃助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合はその交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・源泉徴収票など ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借契約書	建設課 住宅係	
6 結婚祝金交付対象の方 (婚姻時に夫婦の合計年齢が満80歳未満)	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書	企画課 まちづくり係	
7 不動産を所有されている方	・氏名変更登記の申請が必要です。	旭川地方法務局登記部門 にお問い合わせください。 電話 0166-38-1161		